

北原小学校いじめ防止基本方針

平成26年5月1日策定
令和5年4月1日改訂

I いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 北原小学校いじめ防止基本方針の目的

国および都の基本方針、中野区いじめ防止基本方針を受け、北原小学校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容を定め、いじめのない学校を目指すことを目的とする。

3 いじめを防止するための基本的な方向性

- ① あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 学校だより、学校 Web サイト等を使って、いじめ防止の取組を家庭・地域に発信し、理解と協力を得る。
- ③ 豊かな情操と道徳心を培い、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むため、人権教育の推進、道徳教育の推進、体験活動の充実を図る。
- ④ SNS 等、インターネットを介して行われるいじめに対しては、このことが重大な人権侵害にあたり、いじめを受けた児童等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるなど、情報モラル教育の充実を図る。
- ⑤ 道徳及び教科の学習、特別活動において、子供の居場所があり、主体的に参加・活躍ができる場面を多く創出し、子供に自己有用感を感じさせ、自尊感情を育成する。
- ⑥ 子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供自身がいじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ⑦ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるように家庭、地域及び関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ⑧ 教員が子供と向き合う時間を大切に、子供の状況を常に的確に把握するように努める。
- ⑨ 定期的ないじめアンケートや個別の教育相談を実施し、学校組織をあげ子供一人ひとりの状況の把握に努める。
- ⑩ 「いじめ防止対策委員会」を設置し、全校体制で組織的にいじめ防止に取り組む。

II 組織の設置及び組織的な取組

1 「いじめ防止対策委員会」の設置

低・中・高学年から各1名、及び生活指導主任の4名を構成員として設置する。また、必要に応じて校長、副校長、養護教諭、スクールカウンセラー、当該児童の担任、心の教室相談員の参加を求める。

2 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ① いじめやいじめの疑いがあるときは、担任や一部の教職員で抱えることなく、この委員会が中核となって判断や対応を行い、学校全体で組織的に対応する。
- ② いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する教職員の役割分担を行なう。
- ③ 重大事態が起こった場合は、中核となって調査を行う。
- ④ いじめ防止に向けた年間計画を立て、検証を行う。

3 年間計画(予定)

4月	地域巡り 生活指導情報交換 学校公開 小中合同引き渡し訓練
5月	運動会 生活指導情報交換 小中連携教育協議会
6月	ふれあい月間 いじめアンケートの実施 特別支援週間 生活指導情報交換 生活指導研修(いじめ対応)
7月	道徳授業地区公開講座 スクールカウンセラーによる5年生全員アンケート及び面接 個人面談 生活指導情報交換
8月	生活指導情報交換 生活指導研修(いじめ防止)
9月	特別支援全体会 生活指導情報交換 小中連携教育協議会 保幼小連絡協議会
10月	学校公開 特別支援週間 特別支援全体会 生活指導情報交換
11月	ふれあい月間 いじめアンケートの実施 生活指導情報交換
12月	学校公開 個人面談 小中連携教育協議会 生活指導情報交換 学校評価の実施
1月	人権研修会 生活指導情報交換 生活指導研修(いじめの実態)
2月	学校公開 学校保健委員会 ふれあい月間 いじめアンケートの実施 特別支援週間 生活指導情報交換
3月	学校評価のまとめ・開示 生活指導情報交換

Ⅲ いじめの未然防止及び早期発見のための取組

Ⅰ いじめの未然防止

- ① 児童が規律ある態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合い、他者を思いやる優しい心の育成をめざし、良好な人間関係やいじめの起こらない学校風土を醸成する。
- ② 全職員が目で見守る意識を高め、全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。
- ③ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び人権尊重教育、読書活動・体験活動等の充実を図る。
- ④ スクールカウンセラーと連携し、全員面接(5年児童対象)の実施および、定期的に校内委員会を開催して情報共有を進めていく。
- ⑤ 保護者を含めたいじめ防止などのための啓発などを行うために、情報モラル教育を充実させるとともに、保護者参加型の情報安全教室等を年1回開催する。
- ⑥ ふれあい月間では、児童自らが主体となって、「いじめ撲滅に対する意識の向上を目指す取り組み」として、スローガン・標語・ポスター作成を計画的に実施する。

2 いじめの早期発見の取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員が連携して、児童のささいな変化に気付く力を高めることが重要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することができるよう、早期発見の取組みを推進する。

① 日常的な観察

休み時間や放課後の雑談の中などで、児童・生徒の様子に目を配る。また、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

② 教育相談

個人面談(7.12月)の機会を活用して保護者から児童の悩みを個別に聞く機会を設けるとともに、連絡帳なども活用し、日頃から保護者が児童の悩みを相談しやすいようにする。

③ スクールカウンセラーや心の教室相談員、養護教諭等による相談窓口について周知する。

④ アンケートの実施

安心していじめを訴えられるように様式や回収方法を工夫して、生活実態全般に係る調査やいじめに関するアンケート調査を実施する。アンケートの実施時期は9月とするが、必要に応じて学級または学年単位、あるいは学校全体でのアンケートを別途実施する。アンケートの結果次第、または必要に応じて児童との面談を行い、スクールカウンセラーとの連携を図る。

⑤ 保護者会や個人面談で、いじめ防止についての話題(チェックシートやDVD資料等)を出し、家庭と連携して児童を見守る。

⑥ セーフティ教室などを通じて情報モラルを高める指導に取り組み、保護者においても、これらについての理解と協力を求めていく。

3 いじめに対する早期対応

① 「いじめ防止対策委員会」で指導の方針と役割分担を確認し、組織的な対応を行う。

② 被害児童から思いや願いを丁寧に聞き取り、心のケアに努める。

③ いじめアンケート等を活用した正確な実態把握並びに、加害児童への聞き取り指導を実施し、全教職員で共有しながら改善に取り組む。

④ 被害生徒及び保護者への適切な情報提供と支援、加害生徒及び保護者への指導と支援を丁寧に行う。

⑤ 加害児童の保護者へこれまでの経緯並びに学校の指導及び加害児童への支援方針を説明する。

⑥ 教員立ち合いでの謝罪の場を設定する。

4 いじめの解消

いじめが解消されたかどうかについては、以下の2つの条件が満たされたことを確認し、いじめ対策委員会が子どもの状況等を総合的に検討した上で、校長が判断します。

① いじめに係わる行為の解消

トラブルについて解決したと判断した日から、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が病んでいる状態が3か月程度継続していること。

② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

被害者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認すること。

5 教職員の研修

児童理解やいじめの防止に関する研修を計画的に年3回実施し、教職員の資質の向上に努める。また、児童に関する情報交換会を木曜日午後の生活指導職員連絡会に位置付け、定期的を実施し、情報を共有し、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりをする。

6 家庭・地域・関係機関との連携

- ① 児童の状況について、保護者との情報交換、共通理解を図る機会を多く設定する。また、児童の活動への保護者の参加や見学を通して、いじめ防止に向けての保護者との共通理解を深める。
- ② いじめがあると思われる場合、適切・迅速に対処する。状況により、区子ども家庭支援センター、杉並児童相談所などの関係機関との連携を適切に図る
- ③ 学校だより、学校 Web サイト等を使って、いじめ防止の取組を家庭・地域に発信し、共通理解を図る。

IV 重大事態への対応

1 「重大事態」の定義

- (1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い(児童が自殺を企図した場合等)
- (2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(年間30日を目安)

2 「重大事態」に対する対応

- ① いじめを起因とした欠席開始の場合、教育委員会に重大事態の可能性を報告・相談をする。(欠席日数の目安は10日程度)
- ② いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席すること(30日程度を目安とする。)を余儀なくされている疑いがあるなどの事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、「重大事態調査委員会」を設置し、調査や必要な措置を行う。
- ③ いじめにより心身に著しい被害が生じた場合は、中野区教育委員会、中野区教育相談室、中野区子ども家庭支援センター、東京都杉並児童相談所等、関係機関と連携して対応する。
- ④ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われる場合は、野方警察署と連携して対応する。
- ⑤ いじめ防止対策委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点において調査を実施する。調査結果は教育委員会に報告する。いじめを受けた生徒や保護者に対し、適切に情報提供をし、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

V その他

必要があると認められるときは、学校基本方針を改訂する。